

東日本大震災に関する重点要望・提言

2011 月 6 月 中小企業家同友会全国協議会

1. 被災地の中小企業の営業を再開・再建するため、税と社会保険の特別措置の実施を

- (1)被災したすべての個人や企業に対し、社会保険料免除の特例措置を実施すること。今般の震災は史上まれにみる大震災であり、被災地域全体の経済の地盤崩壊が強く危惧される。したがって、条件を付けずに、被災したすべての個人や企業に対し、社会保険料免除の特例措置を実施することが求められている。財源は、積立金の一部を取り崩すこと。
- (2)国税通則法及び災害減免法を改正し、納税猶予の条件を拡充すること。災害減免法を改正・機能強化し、被災地域の所得税、法人税、相続・贈与税、消費税などの大幅な減免措置を行うこと。また、本社が被災地域以外にある場合でも、支社や工場などが被害を受けた場合も減免措置の対象とすること。

2. 被災地の中小企業の再生を強力に推進し、地域経済の再建に努めること

- (1)被災中小企業の企業存続のための実情に応じた緊急融資と既往債務の返済条件緩和を進めるとともに、元金返済の長期猶予も実施し、その原資を復興費用や設備投資に充当できるようにすること。同様にリースの支払猶予についても中小企業金融円滑化法を踏まえて実行できる環境を整備すること。
- (2)雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金は、あくまでも経済上の理由から事業活動が縮小した場合に利用できる制度としているが、震災による直接的被害や原発事故による避難勧告等の法令上の制限を理由とする場合でも助成の対象とすること。したがって、被災を受けた事業所は、雇用調整助成金か雇用保険失業給付の特例措置のいずれかを選べるようにすること。
- (3)被災地の緊急かつ大量の融資ニーズに対応するために被災地になるべく多くの金融相談・手続き窓口を設けること。相談窓口の増員を図るとともに、全国の信用保証協会や日本政策金融公庫、商工中金の職員を動員し、県と連携して市町単位で金融相談・手続き窓口を設置すること。また、激甚災害法に基づき市町村長等からの「罹災証明」を必要とする手続きについては、自治体の機能の消失・低下により発行困難となっている今般の大震災の事情に鑑み、金融機関や保証協会が罹災状況を確認することで代用できるようにすること。
- (4)被害を受けた中小企業に対して、とりあえず事業を再開する場所や仮設事務所の提供をすみやかに行うこと。事業所・工場の再建や代替土地等の取得を支援する特別な助成制度を創設すること。
- (5)復興支援にあたっては、被災地の産業連関・経済循環の再建を重視し、公共事業や物品調達においても、地域の雇用維持・創出と復興需要を高める効果をもつ地元中小企業への発注を優先すること。『日本はひとつ』しごとプロジェクト」では、「当面の復旧事業については、適切な地域要件の設定等により、地域の建設企業の受注の確保を推進する」としているが、全省庁はもとより各自治体を含め復旧事業以外でも地元優先の主旨を徹底すること。
- (6)国は震災復興ための必要な規模と回数の補正予算を組むとともに、「大震災復興交付金（仮称）」を創設し、各自治体の被災地域での実情に合った復興対策をバックアップすること。
- (7)被災地の経済復興のためには地域金融機関は「インフラ」ともいえる役割が期待される。災害を受けた協同組織金融機関など地域金融機関の再建を支援し、復興において十分に機能させるために特別な支援を実施すること。

3. 防災型・地域再生型の社会資本整備と地域分散型エネルギーシステムの推進を

- (1)国は、時限組織として「東北復興庁」（仮称）などを設置し、防災型・地域再生型の社会資本整備に取り

組むこと。その際、被災地域において、防災と「人間の復興」を重視した新しい都市復興計画を地域中小企業を含む住民参加で策定し、すみやかに取り組むこと。安全・安心の防災計画と「人間の復興」のためのコミュニティ再生を調和させた復興計画を進めること。

- (2)「新成長戦略」では、2020年までに「耐震性が不十分な住宅割合を5%に」する目標を掲げている。この目標が確実に達成され、安全・安心な住宅ストックの形成を図るため「住宅耐震化95%プラン」をただちに作成し、国民への啓蒙を進めるとともに、耐震改修助成金の大幅な増額と耐震改修予算の大幅な増大を図ること。また、耐震改修助成金支給の条件を緩和し、既存不適格建物への適用や手続き・検査の負担軽減を行うこと。さらに、税制上では、耐震改修にかかった費用の所得税からの控除の拡大や固定資産税の軽減の拡充など耐震改修促進策を強化すること。耐震改修と併せて太陽光発電、太陽熱利用など再生可能エネルギーによる省エネ改修も推進すること。
- (3)今回の福島第1原子力発電所での重大事故は、電力消費地の遠隔地の大型集中電源から長距離で電送するシステムの脆さをさらけ出した。太陽光発電や風力発電、小水力発電など再生可能エネルギーの計画的な普及を着実に進め、できるだけ電力消費地で発電・消費する地域分散型エネルギーシステムづくりを推進すること。

4. 被災地に限らず日本全域に広がる被害状況に対応した緊急措置を

- (1)今般の震災関連での被災地以外の中小企業の売上急減などの間接被害に対応する金融・税制・助成支援など実施すること。
- (2)被災地のみならず被災地以外の経済情勢の悪化、雇用問題の深刻化に鑑み、震災後2年間は新規採用者の社会保険料の企業負担分を免除すること。もちろん、将来の年金の支給額等には影響させない措置をとること。
- (3)災害救助法適用地域以外に所在する日本のすべての地域でも、事業活動が縮小した場合の雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の柔軟な運用で雇用を守れるようにすること。また、震災以前から中小企業の不況が長期化していることに鑑み、給付期限、支給限度日数を拡充すること。
- (4)安定的な電力供給体制の構築を進めること。
 - ①「計画停電」をやむをえず実施する場合は、定時化・短時間化など事前に営業・操業の見通し・計画が立てられる実施体制とすること。
 - ②東電・東北電以外の電力会社からの融通電力を増加させる抜本策を進めること。
 - ③中小企業の工場や店舗でも大口需要家になっており、電力使用制限令に基づく営業・操業制限の影響が大きい場合には休業補償など影響緩和措置を進めること。
 - ④中小企業の節電計画を進めるため、コージェネレーションシステムの導入や自家発電装置の普及、太陽光発電など再生可能エネルギーの取り組みなどを強力に進めること。
 - ⑤家庭での節電を推進するために、省エネ機器、特にLED照明の急速で大々的な普及を進めるため、補助金をつけて安価なものとする。
- (5)原発事故などにより、風評被害や過剰反応の自粛ムードが広がり経済活動の委縮・縮小に拍車がかかっている。政府・自治体による正確な情報開示と適切な啓蒙を進めること。政府は国民に対して冷静な対応と前向きな消費を呼びかけるメッセージを発し、政府広報などによる震災復興のための積極的経済活動を呼びかけるキャンペーンを行うこと。

以上